**平成２５年（フ）第５６２号**
千葉県野田市山崎1198番地の５　パレドール101号
債務者　田之上陽子
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２５年（フ）第５７９号**
千葉県野田市尾崎807番地の６　サンハイム202
債務者　石塚　勝也
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２５年（フ）第５８７号**
千葉県流山市向小金２丁目197番地　テラスオオツカ１
債務者　小山　浩明
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２５年（フ）第５９０号**
千葉県野田市日の出町24番地の６
債務者　染谷　淳子
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２５年（フ）第３３３号**
沖縄県那覇市字大道169番地４　コーポ花城301
債務者　末吉　正幸
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで　那覇地方裁判所民事第３部

**平成２５年（フ）第３３８号**
沖縄県浦添市内間４丁目16番13―302号　コーポたまき
債務者　髙良　成枝
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで　那覇地方裁判所民事第３部

**平成２５年（フ）第１５９号**
秋田市新屋寿町４番29―２号
債務者　鈴木　康二
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで　秋田地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第１７１号**
秋田市仁井田二ツ屋２丁目９番63号
債務者　小野　勝喜
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで　秋田地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第１７２号**
秋田市仁井田二ツ屋２丁目９番63号
債務者　小野一恵こと　小野　一惠
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで　秋田地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第１７４号**
秋田市御所野元町３丁目15番３号
債務者　鈴木　悦子
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで　秋田地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第７３号**
岐阜県可児郡御嵩町伏見1878番地45、前住所岐阜県可児市中恵土1966番地１　パークメゾングランパ101
債務者　瀬脇　弓絵
1　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

**平成２５年（フ）第７５７号**
神戸市中央区北野町３―１―８―403、住民票上の住所神戸市中央区磯辺通３丁目２番17号　ワールド三宮ビルＥ―01
債務者　吉永しのぶ
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで　神戸地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第７８６号**
神戸市須磨区神の谷４丁目１番202―304号
債務者　目﨑由紀子
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで　神戸地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第１８３号**
広島県福山市駅家町大字上山守187番地３　セレーノＡ101
債務者　門井麻理子（旧姓中倉）
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２５年（フ）第２０３号**
広島県福山市水呑町2978番地３
債務者　大浜　義久
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２５年（フ）第２０４号**
広島県福山市水呑町2978番地３
債務者　大浜　照子
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２５年（フ）第２２９号**
長崎県長崎市小峰町14番30号　コーポ小峰104、旧住所長崎県長崎市清水町20番42号
債務者　柳川由美子
1　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで　長崎地方裁判所民事部破産係